## インターネット公開許諾のない文章には 墨消し処理を施しています。

乗戒壇独立運動 の目的について

白

馬

泰

宣

史

大

L た 戒 べ 指 独 法を樹立せんとして、 め **戒することによつて菩薩僧を養成し、以つて日本国民** ٤ 上 た八条式、 立し も云わ 六条式を嵯峨天皇に上奏し、続いて八月には細目を記 壇を独立し以つて菩 ると、 んとしたのが大乗戒壇独立運動である。 導教化せしめ、仏法を興隆し、国家を無窮に鎮護せし 劃期的な仏教革新運動で 大乗戒壇の独立運動は伝教大師最澄による日本仏教 た大乗戒壇を設立して、こゝに於いて円頓戒を授 弘仁九年暮春、 れてい 翌十年三月には小乗と大乗の戒法 . る。 それは比叡山に南都僧 自ら小乗戒を棄捨し、 薩僧を養成する制度の大綱を規し 円機淳熟観のもとに純 ある。これ は又円戒確立運動 その経過を述 綱 同年五月、 の 支配 の 大乗の戒 差異 I

た。 明

これに対して南都の諸大寺及び僧綱が猛烈に反対し

確

にした四

条式を奉進して、

戒 壇

強立

の

勅

許

を

請願

十二年には顕戒論縁起等を上進して大乗戒を顧 容易に勅認されず、十一年には顕戒論、 確立され 日本 師の大願 Ĺ あるが、 祖 仏 師 たのである。 教 一義真を戒 の 初七日 の源流として後 は遂に成就され 宿 願 師 を達成 K これ して として円頓 物許が が 步 世に 運 た。 揚 X 動 ŧ L 通 の鎮護国家 立せんとしたの にたつて従来の南都小乗仏教の外に、純大乗の教法を弘 Ш 制 Ļ 書 誠 福 薩 寺 不 須 利 円頓 僧 与 交 両 小 清 業 即 の方 菩薩の 生 便 浄 出 律 国 法 で 餧 家 令 出 大戒を確立して鎮護国家の新 は あ 宝 家 住 毎 永 る。 如 為 年 廻 Щ 何 蕃 これが 春 小 利 修 K չ  $\equiv$ 薩 乗 具 学 Ų١ 月 儀 如 \_\_ 沙 う. と 円 宗 + 彌 先 固 戒 式 \_\_ 帝 請 確 授 為 "立運動 立大乗 等 年 国 大 菩 忌 乗 薩 云 為

儀

戒 で

> 教 る

を

そ 樹

大 日

戒

為 譢

於 依 表 あ 仏

叡 華

家

衛 亦 比 法

O 経 始 á 過の大略である。 に記 した如く、 大師 の仏教革新運動の最終の 目的

法

灯

な輝

P

かす基礎が

こゝに於いて天台法華宗は

戒

壇

の独

立

に意を尽し

た

た為、

仏法血

脈

降下せられ、

翌十四

年四 た。

月 Ľ ので

菩薩戒の授戒会が

行

われ、

ま十三年六月入寂し

ታን

これ

は住持仏法鎮護国家にあるのであるが、 について詳

け

て菩薩僧を養成

V

うも

の

で

あ

る

これ Ļ

を具体的に規定し 国家を衛護し、

た

P

ŏ

が

大 世

条式

չ

記せる

如く、

法華経

の制

に依つて

純大乗の円頓戒

を授

품 国

衆生を利

益

L

٤

述

義疏の製作による法華経の弘通により、 法華 の独立を以つてした。 経 之を師と仰いでいるが、 Ø 流 布 あ る Į, は 大師 師 又鑑真並び は 太子の 自 聖徳太子に帰 身 Ó 裁 法華経 師 にそ 化伝 は H 即 新 界を革新せんため 皇 <u>ح</u> د を計つ のことである。 K た。 いう先帝 帝は とは

依すること深く、

戒

Ø

確 Ż

文 ற்

戒 き広

壇

か

如

大な

目的を達成する方法として、

導

K

よつて、

日本国民

の

機類が

転変

ĩ

て小乗

の

機は

ts

₹

K

最澄

Ø

門下による

す

、べて大乗の機根となつたと云い、

い

わゆる円機淳熟観

布を計つた。

師の住持仏法鎮護国家は帝の精神に於いて

延 曆二十

ち天台法華宗年分学 空海等 そして Ø 新仏 延曆三年平安遷 南 教 都 奈良朝末期の 生式であ ĸ Ø 仏教 大 いなる保護を の 五年三月崩御した桓 統制 都を断行して人心 腐敗した政治、 を厳重にすると共 加え、 そ 仏 武天 の流 <u>あ</u> 教

も見られるところであつたからである。

戒

立運動

は僧

|綱の支配より離れた山林凊浄なる法

華一乗宗の完全なる独立を計らんとしたものである。

当

度 諸大寺の独占するところでその権威は絶大であつた。 僧尼を監督し、 は一切こゝに於いて処理されることになつていた。 玄蕃寮の監督下に僧綱なるも 時 たらん者は南 ற் の制度、 仏 教界 受戒の制度も全てこゝに於いて行わ は 都 治部省の玄蕃 諸大寺を管理するもので、その職は の東大寺、 下野の薬師寺、 寮に於いて統轄され、 のがあつて、 法務上のこと 築紫の観 れ m 音音 則 比丘 南 して 得 都 ち

にて登壇受戒しなけ ればならな かつた。 而してその戒法

ž

であり、

その為には大乗戒壇の独立が必須の条件であ

9

た

こので

あ

る

権力 南都 望み得べくもないと感知し、 て腐敗 このような僧綱の絶大な権力の下で安穏をむさぼ は鑑真所伝の二百五十等の具足費であった。 より離脱して、 分奪の に於いて 考えたのである。 堕落 闘 の途上に 野争が は 清新な 到 底護国の教法、 繰り広げ あった。 山林仏教を興隆して国家を利 かくて僧綱の支配より独立して得 6 南都と絶縁し、僧 大師 ħ, 国民 仏教 はこのような疲 の指導 の真精神 南都仏教は 者 綱 の出 は Ď, 失わ Ø 弊 益せ 支配 現は ί

た n

ん

た が 度授戒を行い、菩薩の大僧を養成する規則を制定したの のが 学生式三式であり、 戒 壇独立運動である。 かくの如き新制度を樹立せんとし

国 Ø 教 『家の 革 確立 以 新 上述べたところより、 要道は円頓菩薩の大戒を以つて国家道徳と為すべ を計 運動であるということが出来る。 ŋ 而して国家を鎮護 大乗戒 世 壇 んとするのが の独立を以つて円戒 換言すれ ば鎮護 師 Ø 仏

北陸に於ける真宗教団の発展と一向一揆

宝 喜

哲

夫

又

加

賀を中心とし

7

仏教宗派からの 浄土宗開祖、法然上人の一門弟であつた、 建 永二年 亡 あつ 弾圧を受けて越後の国府 た。 四年後 に流罪 は へ流罪 解 親鸞聖人が 7 ħ たが、 に処せ

旧

6

れ

京都に於ては、

未だ、

専修念仏の停止が行なわれていた